

郵電業第3114号

平成12年11月20日

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 浅田 和男 殿

郵政省電気通信局長

天 野 定 博

接続料規則の取扱いについて

(平成11年8月31日付け郵電業第101号関連)

今般、本年11月16日付けで接続料規則（平成12年郵政省令第64号）が公布されたところ、本省令の制定に当たっては、本年10月20日に電気通信審議会から制定が適当である旨の答申があり、同時に別添のとおり講じられるよう配慮すべき措置が指摘されているところである。これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を報告されたい。

記

1 事業者向け割引料金の約款外役務による提供

(平成11年8月31日付け郵電業第101号記5関連)

貴社において、端末間伝送等機能の接続料を設定する際には、これと同様の考え方による事業者向け割引料金を適用する約款外役務を第二種電気通信事業者の要望に応じて提供すること

2 ISM交換機能の接続料の実際費用を勘案した段階的廃止

ISM交換機能の接続料を段階的に廃止することとする場合には、従前どおり実際費用方式によって算定した場合の額を上回ることがないように、実際費用方式によって算定した場合の平成12・13年度の水準を勘案して段階的廃止を進めること



(答 申)

平成12年8月31日付け諮問第38号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、接続料規則の制定については、以下の事項に配慮するとともに、諮問書の案を別紙2のとおり修正した上で改正することは適当と認められる。

なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙1のとおりである。

1. 指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において、端末間伝送等機能の接続料を設定する際には、これと同様の考え方による事業者向け割引料金を適用する約款外役務が第二種電気通信事業者の要望に応じて、提供されるよう配慮すること
2. 長期増分費用方式を導入するに際して、以下の点に留意すること
 - ① 「NTT東日本・西日本の経営への影響」についての配慮は、あくまで長期増分費用方式の実施によりNTT東日本・西日本の経営が急激に悪化することで、NTT東日本・西日本が法律上の責務として担っている我が国のユニバーサル・サービスの提供に支障を与えるような事態を回避する趣旨で行うものである点に今後とも留意すること
なお、長期増分費用方式が一定の想定された条件を前提とするモデルで算定されたコストの実現をNTT東日本・西日本に課すものであることから、一定の実施期間を設けることは妥当であるが、可能な限り速やかに実施し得る期間とするよう今後とも留意すること
 - ② 「利用者料金への影響」の観点から、NTSコストの扱いについて、国民的なコンセンサスを得つつ結論を得ること

